

# 世界史B 近現代 5 イギリスの諸改革

## 1,イギリスの自由主義的諸改革

1800年 ( )1連合法 1801年「グレートブリテン及びアイルランド連合王国」成立  
 1828年 審査法(1673)❖a=公職を英国( )2教徒に限定=廃止→非国教徒=プロテスタントの公職就任可能に  
 1829年 ( )3教徒解放法  
 ㄱ( )4人ダニエル・オコンネル❖b(1775~1847)らの努力  
 ↳カトリック信者も公職につけるようになった  
 ❖a---公職に就くものに国王至上権の宣誓とイギリス国教会の聖餐という儀式を受けさせる義務を課した。  
 ❖b---18世紀後半~19世紀の政治家、弁護士。1828年下院に当選したが審査法により拒否される。1841年、カトリック初の( )5市長。アイルランドの穏健派。急進派は「青年アイルランド党」結成。

## 奴隷制

1772年 「( )6事件」 逃亡奴隷ジェームス・サマーセットを自由の身に❖c  
 人身保護令状(不当に人身の自由を奪われている者の救済)=1679年( )7保護法による=に基づく判決  
 ❖c---英国王座裁判所が「英国法では奴隷は認められない」とし、人身保護法を適応。奴隷制に反対する人々の支援。  
 1807年 「奴隷貿易法」制定⇒奴隷貿易をイギリス領内で( )8化=奴隷の( )9までは禁じていない  
 1833年 イギリス領植民地における( )10制廃止  
 ウィリアム・ウィルバーフォース❖d(1759~1833)たちの運動による。クエーカー、メソジストらも支援。  
 ❖d---英国国會議員。トーリー党員。1804年奴隷貿易廃止法案提出。その後も「奴隷の解放は神の前の義務」と奴隷制廃止の主張と活動を続ける。1824年重病のため議員を辞職。33年奴隷制廃止法案が下院を通過した3日後に死去。

## 選挙法の改正

1832年 第1回選挙法改正  
 腐敗選挙区が修正され、選挙資格もゆるめられた。  
 ㄱ改正前 有権者は貴族と( )11階級=ジェントリ(土地所有と地方税納入) ⇒国民の3%  
 ↳改正後 新たに都市ブルジョワジー=( )12を加える⇒国民の4.6%  
 選挙権を与えられなかった労働者⇒人民( )13 (People's Charter) =男子普通選挙・秘密投票など  
 6か条=を議会に提出⇒( )14運動(Chartists)

## 2,社会問題・労働問題の発生

⇒ ㄱ都市集中・生活環境悪化→工場排水・煤煙など( )15・環境問題の発生  
 ↳低賃金長時間労働・女性や( )16の酷使など⇒社会問題・労働問題の発生  
 1760年ころ「第2次囲い込み」⇒独立自営農民(ヨーマン)が没落。工業労働者として都市へ流入。  
 1776年 アダム・スミス(1723~90)「諸国民の( )17」→資本主義の論理的分析  
 市場原理=( )18の見えざる手」⇒「自由( )19主義」→「古典派経済学」  
 1799年 「( )21禁止法」ストライキにたいして3ヶ月以内の懲役を課す。  
 1811年 ライト=( )22打ち壊し=運動起こる→英政府は死刑で対処(~1817)  
 1824年 団結禁止法廃止→労働組合の結成を承認

## 工場法制定

1832年 イギリス下院の「児童労働実態調査委員会」報告  
 ・朝の3時から夜の( )23時までの労働  
 ・19時間労働にたいし休息・休憩は( )24時間  
 ・5分の遅刻にたいしクォータ=給料の[ ]25を減額

1833年 奴隷制度廃止⇒「一般( )26法」制定。  
 ㄱ( )27歳未満の児童労働禁止。  
 ↳18歳未満の( )28業禁止。

理由は「児童の早死にを防ぐため」  
 ⇒労働者の過酷な状態の改善が多少ではあるが、試みられた。

1844年 ロバート・オーウェン❖e(1771~1858)の影響下、ロッチデール先駆者( )29組合❖f結成。  
 1847年 婦人・児童の労働を1日[ ]30時間以内とする。  
 ❖e---博愛主義者、「空想的社会主義者」といわれる。グラスゴーの( )31で紡績工場を共同経営しながら、労働者と家族の生活条件の改善に勤めた。児童労働の廃止、衛生的な住宅・工場、幼児学校設立など。  
 ❖f---公正・民主的な運営、品質の純良、余剰金の組合員への分配を理念とする。「労働組合」の代わりに「組合的な企業」を追求。

## 3,自由貿易の実現

ㄱトーリー(貴族・地主) Tory=( )32語「ならず者」  
 17世紀末カトリックのジェームス2世の即位を認める立場。大地主・保守⇒( )33党  
 ↳ウィッグ(都市産業資本家) Whig=[ ]34語「謀反人」  
 ジェームス2世の即位に反対。ブルジョワジー・自由貿易主義⇒( )35党  
 1833年 ( )36会社の商業活動を全面停止  
 1846年 ( )37法=東欧からの安価な穀物の流入を防ぎジェントリの利益を守るために制定=廃止  
 リチャード・コブデン(1804-65)、ジョン・ブライト(1811~89)らの反穀物法同盟❖g  
 ❖g---生活費の削減・給与、賃金の低水準化=産業資本家の利益を代弁。  
 1849年 ( )38法=1651年クロムウェル=廃止⇒自由貿易free tradeの原則確立  
 ⇒諸外国にも自由貿易の実施を迫る=イギリスの世界貿易に従属させるため(例 1840~42年のアヘン戦争)  
 このようなイギリスの政策を自由貿易( )39主義ともいう。



アイルランド



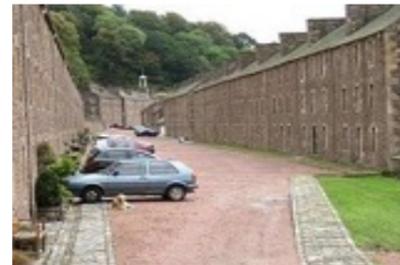
オコンネル像(ダブリン)



ウィルバーフォース



ロバート=オーウェン



ニュー=ラナーク(世界遺産)



同



幼児学校教室(ニュー=ラナーク)

・神 ・富 ・国 ・工場 ・憲章 ・奴隷 ・所有 ・違法 ・人身 ・児童 ・機械 ・帝国 ・協同  
 ・放任 ・深夜 ・地主 ・穀物 ・航海 ・公害 ・保守 ・労働 ・自由 ・団結 ・資本家 ・国教徒  
 ・ダブリン ・東インド ・カトリック ・アイルランド(2) ・チャーチスト ・サマーセット ・1 ・9 ・10(2)